

別表第二（一）（学校種別・学年別修学資金貸付限度月額）

学校等種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程） 注5	国公立	自宅通学	27,000円	27,000円	27,000円	27,000円		
		自宅外通学	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円		
	私立	自宅通学	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円		
		自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円	52,500円		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円	
		自宅外通学	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円	
	私立	自宅通学	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円	
		自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円	
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500円	67,500円	67,500円			
		自宅外通学	78,000円	78,000円	78,000円			
	私立	自宅通学	89,000円	89,000円	89,000円			
		自宅外通学	126,500円	126,500円	126,500円			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500円	67,500円	67,500円			
		自宅外通学	96,500円	96,500円	96,500円			
	私立	自宅通学	93,500円	93,500円	93,500円			
		自宅外通学	131,000円	131,000円	131,000円			
大学	国公立	自宅通学	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円		
		自宅外通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
	私立	自宅通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
		自宅外通学	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円		
大学院	修士課程		132,000円	132,000円				
	博士課程		183,000円	183,000円	183,000円			
専修学校（一般課程）			52,500円	52,500円				

注5 高等学校の4年は、定時制課程及び通信制課程で学ぶ場合

※当該児童及び寡婦の被扶養者が、大学等における修学の支援に関する法律第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができるときは、上記の額から当該児童等が受ける独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の月額と大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料の減免の年額を12で除した額との合計額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。